公共放送ワーキンググループにおける これまでの検討結果及び今後の検討項目(案)

令和5年10月19日 公共放送WG事務局

1. これまでの検討結果

2. インターネット活用業務の在り方

公共放送ワーキンググループ取りまとめ概要①

- (1) 公共放送ワーキンググループ(WG)では、昨年9月以降、NHKのインターネット活用業務の在り方等について検討。
- (2) 本年8月29日の第13回公共放送WGにおいて取りまとめ案を了承。親会への報告(8月31日)、パブリックコメント(9月7日~28日)を経て、10月18日に取りまとめを公表。

1. NHKの役割

- ① 放送コンテンツのプラットフォームとして放送番組の流通を支え、二元体制を基本とする我が国の放送全体の発展に貢献
- ② 放送の二元体制の枠組みの下で、放送という手段に加え、インターネットを通じて放送番組を視聴者に提供

(1)必須業務化の是非と範囲

必須業務化は、テレビなどの受信設備を持たずにインターネットを通じて視聴する者に対しても、NHKの放送番組を受信することのできる環境にある者に該当するとして相応の費用負担を求め、継続的・安定的に放送番組の同時・見逃し配信を全国において提供することを意味する。1. のNHKの役割を踏まえ、少なくとも地上波テレビ放送を必須業務とすべき。

(2)必須業務として配信すべき情報の範囲

- ① 放送の二元体制を含むメディアの多元性が損なわれないよう、そ の範囲は限定的に画定されるべき。(現在の理解増進情報は廃止)
- ② 制度化に当たっては、放送番組と同一の内容を基本としつつ、
 - i. 国民の生命・安全に関わる伝達の緊急度の高い重要な情報、
 - ii. 放送番組に密接に関連する情報又は放送番組を補完する情報等に限定することとし、その旨放送法に定性的に規定すべき。

(3) メディアの多元性を維持するための担保措置

- ① 担保措置としての競争評価の仕組みは、まず、 NHKが原案を策定し、
- ② その評価・検証を、NHK以外の第三者機関(電 波監理審議会等)が、業務を開始する前など適 時に、民間放送事業者、新聞社・通信社等の関 係者の参加を得て実施する仕組みとすべき。

公共放送ワーキンググループ取りまとめ概要②

3. インターネット活用業務の財源と受信料制度

- ① スマートフォン・PC等の通信端末を取得・保有しただけで「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」(放送法第64条第1項)と同等とは評価しない。「協会の放送を受信することができる受信設備を設置した者」と同等と評価される行為を行った者に対して費用負担を求めることを基本とすべき。
- ② 例えば、スマートフォンについて、まず、その取得・保有のみで費用負担を求めるべきでない。
 i)アプリのダウンロード、ii)IDやパスワードの取得・入力、iii)一定期間の試用・利用約款への同意などの行為も含めて解釈していくことが必要との指摘も踏まえ、今後、総務省において明確化を図っていくべき。
- ③ NHKと締結する契約を個人単位とするのか等受信契約の単位に関する課題についても引き続き検討すべき。
- ④ 必須業務化に伴う費用負担は、NHKの放送番組のインターネットでの視聴を無料から有料にするものではなく、NHKの放送番組をインターネットで視聴できる機会を、テレビなどの受信設備を持たない者に対して新たに広げ、それに伴って、テレビなどの受信設備を持っている者との公平負担の観点から相応の費用負担を求めるもの。

4. 今後の進め方

● 総務省においては、所要の制度整備を早急に進めるとともに、以下についても検討を行うべき。

(1) 地上波テレビ以外の放送番組

● 衛星放送、国際放送、ラジオ放送 に関しては、今後、本WGにおいて 速やかに検討し、年内を目途に結 論を得る。

(2) 具体的な範囲・提供条件

● 総務省において、関係者が参加する場を設け、NHKが原案 の検討に着手することを促す。

(3) その他

- ① NHKのガバナンスについて、NHKは、設備調達 に係る事案の再発防止策を着実に実行すべき。
- ② NHKの子会社の事業活動が放送法の趣旨に 沿ったものとなっているか不断に検証していく。

構成員

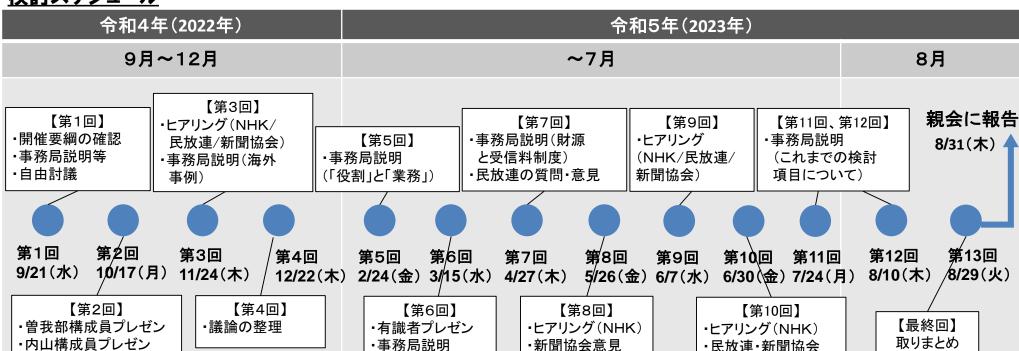
氏名	所属
三友 仁志(主査)	早稲田大学大学院アジア太平洋研究科 教授
山本 隆司(主査代理)	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
内山 隆	青山学院大学 総合文化政策学部 教授
大谷 和子	株式会社日本総合研究所 執行役員法務部長
落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策研究所所長・シニアパートナー弁護士

氏名	所属
宍戸 常寿	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
曽我部 真裕	京都大学大学院法学研究科 教授
瀧 俊雄	株式会社マネーフォワード 執行役員CoPA Fintech研究所長
長田 三紀	情報通信消費者ネットワーク
林 秀弥	名古屋大学大学院法学研究科 教授

からの質問への回答

検討スケジュール

・アンケート結果報告



(競争の在り方)

- 国民・視聴者の視聴スタイルの急速な変化を明確に意識して、デジタル時代においても放送コンテンツが国民・視聴者に確実に届くために、放送全体で速やかに対応していく必要。
- 特にNHKは、公共放送として、「豊かで、かつ、良い放送番組」を提供することに加え、**放送全体のプラットフォームとして、放送番組の流通を支え、二元体制を基本とする我が国放送業界全体の発展に貢献**していくことが求められている。
- 本タスクフォースでは、**国民・視聴者の視点**に立ち、NHKと民放双方の放送コンテンツが効率的かつ効果的に届けられるようにするための「あるべき姿」の実現に向けた課題とその検討の方向性を提示。

①地上放送の放送ネットワークインフラの効率化

- ◆ 国民・視聴者が質の高い放送コンテンツを視聴で きる持続可能な仕組み作りが必要
- ✓ 中継局の共同利用の早期実現に向け、NHK、民放キー局、民放ローカル局等の関係者からなる全国レベル及び地域レベルでの協議の場を年内目途に設置
- ✓ 協議の場では、地域事情を踏まえるとともに、全国 に地域放送局を有するNHKは、中心的役割を果 たすべき

②衛星放送における番組制作

- ◆ NHKの放送全体への貢献という役割を踏まえ、コ ンテンツ産業の重要なプレイヤーである外部制作 事業者との連携が必要
- ✓ NHK新BS2K・新BS4Kそれぞれについて、「外部制作事業者に著作権が帰属する放送番組(外部制作事業者及びNHKの双方に帰属するものを含む。)」を対象とする新たな目標を設定
- ✓ 本年12月の衛星放送の再編にあわせて、基幹放 送普及計画(告示)を改正

③放送コンテンツのインターネット配信の推進

- ◆ 信頼性に裏打ちされた放送コンテンツに視聴者が触れることのできる環境の確立が必要
- ✓ 既存プラットフォーム間での連携や仮想的 なプラットフォームの構築により、国民・視聴 者にとって、NHKと民放の放送コンテンツの 「アクセス性」・「一覧性」が確保できる環境を 整備
- ✓ 「アクセス性」・「一覧性」の確保の在り方について、放送事業者、メーカー等による検討体制を年内に設置。実証事業を本年度から実施し、来年度を目途に技術仕様を策定

4衛星放送の放送ネットワークインフラの効率化

- ◆ 地上放送と同様、国民・視聴者が質の高い放送 コンテンツを視聴できる持続可能な仕組み作りが 必要
- ✓ 共同衛星、管制の在り方等について、株式会社 放送衛星システム(B-SAT)、スカパーJSAT株式 会社等の関係者からなる検討の場を早急に設置
- ✓ 共同衛星の打上げを視野に、課題の整理とその 課題解決方策について検討し、可能なものにつ いて年度内を目途に中間報告

5国際発信の強化

- ◆ 我が国コンテンツ産業の発展のため、海外と の競争を意識しつつ、NHKと民放とが可能 な範囲で協調し前向きに取り組むことが必要
- ✓ ①インターネット配信の強化、②コスト負担の軽減、③コンテンツ調達の在り方、④財源の在り方を含め、その課題や課題解決方策について検討を行う場を早急に設置
- ✓ NHKが国際放送で培ってきた放送コンテンツの制作やローカライズ等のノウハウ・技術を放送業界全体で共有することについて検討

✓ 可能かものについて**年内を日途に中間報告**

デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に (案)に対する意見募集の結果(概要) 関する取りまとめ(第2次)

1. 実施期間

令和5年9月7日(木)から9月28日(木)まで

2. 意見件数(提出順)

合計109件(うち、公共放送WG取りまとめ(案)に対する意見:71件)

【放送事業者等 :69件(うち、公共放送WG取りまとめ(案)に対する意見:50件)】

- (一社)日本民間放送連盟
- (株)エフエム東京
- RKB毎日放送(株)
- 日本テレビ放送網(株)
- (株)熊本県民テレビ
- 東海テレビ放送(株)
- 讀賣テレビ放送(株)
- (株)BS日本
- (株)J-WAVE
- 中京テレビ放送(株)
- 石川テレビ放送(株)
- (株)仙台放送
- (株)テレビ金沢
- (株)山梨放送
- (株)MBSメディアホールディングス・ 札幌テレビ放送(株)
- (株)毎日放送
- テレビ大阪(株)
- 北日本放送(株)

- (株)福島中央テレビ
- (株)ニッポン放送
- 朝日放送テレビ(株)
- (株)IBC岩手放送
- 北海道文化放送(株)
- ・ (株)テレビ朝日ホールディングス・
- 山口放送(株)
- (株)テレビ愛媛
- 長崎放送(株)
- (株)放送衛星システム
- (株)テレビ北海道
- ・ (株)鹿児島讀賣テレビ
- JCOM (株)
- (株)テレビ西日本
- (一社)衛星放送協会
- 日本放送協会
- (株)TBSテレビ

- 関西テレビ放送(株)
- 高知さんさんテレビ(株)
- (株)福岡放送
- (株)テレビ東京ホールディングス(株)テレビ信州
- (株)STVラジオ
- (株)静岡第一テレビ
- 中部日本放送(株)
- (株)CBCテレビ
- (一社)日本ケーブルテレビ連盟
- 西日本放送(株)
- (株)宮城テレビ放送
- 北海道テレビ放送(株)
- 南海放送(株)
- 四国放送(株)
- (株)テレビ新潟放送網
- 広島テレビ放送(株)
- 日本海テレビジョン放送(株)
- (株)フジ・メディア・ホールディングス

- (株)フジテレビジョン
- (株)鹿児島放送
- ・ (株)ビーエスフジ
- (株)高知放送
- 鹿児島テレビ放送(株)
- 北海道放送(株)
- (株)テレビ大分
- スカパーJSAT(株)
- 福井放送(株)
- (株)テレビユー山形
- (株)長崎国際テレビ
- (株)大分放送
- ・ (株)アール・エフ・ラジオ日本
- ひらたCATV(株)

【その他法人、団体:13件(うち、公共放送WG取りまとめ(案)に対する意見:6件)】

中嶋電子工業、日本電気(株)、(一社)日本新聞協会メディア開発委員会、放送の自由は大事やないか研究会、(株)日本経済新聞社、KDDI(株)、 (株)電通、ソフトバンク(株)、東日本電信電話(株)、(株)ワイズ・メディア、(株)読売新聞グループ本社、(株)博報堂DYメディアパートナーズ、 西日本電信電話(株)

【個人 :27件(うち、公共放送WG取りまとめ(案)に対する意見:15件) 】

注1: 下線は公共放送WG取りまとめ(案)に対して意見を提出した者

注2: その他、案と無関係と判断されるものが1件あった。

公共放送ワーキンググループ 取りまとめ 2. NHKの役割 (放送全体の発展への貢献) 関係

主な意見

O NHKの放送全体の発展への貢献について

「NHKは、放送コンテンツのプラットフォームとして放送番組の流通を支え、二元体制を基本とする我が国の放送全体の発展に貢献していく役割を担うべき」「NHKが放送全体の発展に貢献していく役割の一つとして、放送ネットワークインフラ維持への貢献もある」との提言に賛同します。

NHKには、全国津々浦々まで恒久的に放送を届け続けるための役割、すなわち民放も含めた放送ネットワーク全体を維持するための役割を果たしてもらいたいと考えます。

民放連は、NHKと民放の共同利用型モデルの実現を喫緊の課題と捉えておりますが、放送法上の明確な裏付けがないままでは、暗礁に乗り上げるのではないかと危惧しております。このため、放送法20条第1項(NHKの必須業務)に、放送ネットワークインフラの維持に関する責務を明記する法改正を、公共放送WGで提案しました。取りまとめ案において、放送法第20条第6項の協力努力義務を超えて、「NHKの業務と位置付けることの必要性について、今後の法制化の過程で検討すべき」としたことは、民放連の提案が反映されたものと理解します。行政において、民放連提案の趣旨を法改正に反映いただくようあらためて要望します。

全国および地域レベルの協議の場では、民放ローカル局が主体的に参加できる検討体制の構築が必要です。また、各地域の固有の事情を踏まえつつ、継続的な経済合理性をしっかりと検証しながら合意を得ていてことが不可欠です。この協議の場において、NHKがコスト分析や仕様検討等の中心的役割を果たすことに異論はありません。NHKには地域事情への配慮と経済合理性を強く意識し、民放事業者が受け容れやすい提案を準備していただきたいと考えます。

○ NHKの放送全体の発展への貢献について

現在の二元体制のもと、全国津々浦々まで恒久的に放送を届け続けるために、NHKと民放の地上波中継局の「共同利用型モデル」は、民放経営の有力な選択肢であると考えます。一方で、その活用については、各社の経営判断に委ねるべきと考えます。

「共同利用モデル」の検討においては、中継局の規模で制限することなく、カバーエリアの面積や中継局の立地環境などに基づく地域特性を踏まえて、経済合理性および、特に継続性の観点を重視し、民放ローカル局の経営の選択肢として、最大限有用な体制構築を望みます。

「共同利用モデル」の実現に向けては、NHKとの協力が必須であるため、放送法20条第1項(NHKの必須業務)に、 放送ネットワークインフラの維持に関する責務を明記する法改正を要望します。

現在、民放事業者は、各地で中継局更新の時期を迎え、更新計画も進んでいる中、早期の方向性提示と、地域ごとの 協議を進めるべきと考えます。 【株式会社鹿児島讀賣テレビ】 (その他類似意見31者) 本検討会の考え方

○ 今後総務省において検討を進めていく上での参 者として承ります。

公共放送ワーキンググループ 取りまとめ 2. NHKの役割 (インターネットを通じた放送番組の配信) 関係

主な意見

○ 放送の二元体制の維持は、多様性、多元性の観点で非常に重要です。NHK のインターネット活用業務が必須化されるにあたっては、地方ローカル局の存在を忘れてはならないと考えます。インターネット空間における、地域情報発信においても、民間放送事業者との二元体制を維持していく必要があります。地方のローカル局がNHKの行うインターネット活用業務に対して二元体制を維持できるように、同時、見逃し配信を行い易くする仕組みや制度が必要です。インターネット上における二元体制について、地方の視点も必要と考えます。

【RKB毎日放送株式会社】 (その他類似意見1者)

本検討会の考え方

○ 本検討会としては、NHKには、放送コンテンツのプラットフォームとして 放送番組の流通を支え、二元体制を基本とする我が国の放送全体の 発展に貢献する役割が求められていると考えています。

御指摘のとおり、放送の二元体制を含むメディアの多元性については 地方の視点も必要であり、今後も多くの意見が届けられることを期待し ています。

公共放送ワーキンググループ 取りまとめ 3. NHKのインターネット活用業務の在り方 関係

主な意見

○ NHKがインターネット業務を本来業務にすると言ってますが、地方放送の同時配信はまだ実施できていないし、見逃し配信も地域放送のごく一部です。肝心なニュースや天気などの見逃し配信は18時のニュースしか行われていません。本来業務化にあたりこれらのものを早急に始めて欲しい。また、番組によっては権利のために一部が配信されていなかったり、特に高校野球はNHKプラスでは見ることができません。本来業務にするには放送で出してるコンテンツとの大きな格差があります。この格差を解消していただきたい。

9月3日にはらじるらじるが1時間ほど聞けなくなる不具合も起きております。こういったことが放送であれば放送事故になります。NHKにはインターネットにおいても放送と同等の品質で業務を行っていただきたい。

また、現在のNHKプラスは放送に比べて40秒ほど遅延しており、スポーツ番組を見るにはかなり遅れています。こういった部分も世界ではもっと遅延が少ないものも行われています。そういった現在のサービスの改善もしっかりと行っていただきたい。アプリなどのレビューにもありますが、朝ドラを連続再生すると放送回が逆に再生されるなど、視聴者の要望を聞く改善が全くされていません。NHKのインターネット業務が本来業務となるのであればそういった視聴者の要望をしっかりと受け止めてサービスを行って欲しい。また、それがしっかり行えないのであればNHKに対する罰則などインターネットサービスもしっかりと規律を持って行ってもらいたい。

本検討会の考え方

○ 本検討会としても、NHKの業務は、国民・視聴者の理解を得て実施していくべきものであり、例えば、NHKのインターネット配信において放送と同様に視聴者が視聴できる環境を整備するようNHKは努めるべきと考えます。

公共放送ワーキンググループ 取りまとめ

3. NHKのインターネット活用業務の在り方 (必須業務化の是非と範囲)

関係

主な意見

○ NHKのインターネット活用業務の必須業務化に関し、本案にて提言があった 課題が解決されることを前提に賛同致します。

必須業務化においては、放送技術面において従前NHKが担ってきた開拓者とし ての役割を、インターネットにおける放送番組を配信する領域においても同様に 担い続けて頂き、その知見が放送メディア全体の資産として有効に利活用され ることを希望します。

諸外国においても検討が進んでいる、小規模サテ局のブロードバンド代替にお ける「輻輳」や「遅延」の課題解決にもつながる可能性のある5Gブロードキャスト (プロトコル)等に関して、より具体的な技術及び制度面の検討を希望します。 今後、ラジオのインターネット活用業務の必須業務化の検討においても、全国 の民放ラジオ局や関連企業、特に系列に属していない独立FM局へのヒアリン グ等の実施を要望します。

放送コンテンツが、真に国民より必要とされるものとして機能し続けられるよう、 第22回会合における構成員からの発言のとおり、視聴者(Customer)ファースト の視点で制度整備が進められることを要望します。 【株式会社J-WAVE】

○ 費用負担をする意思があり、かつ受信設備以外でNHKの放送番組を視聴し たいというニーズを拾うことができるので、地上波テレビ放送のインターネットに よる同時・見逃し配信を必須業務にすることに賛成する。

衛星放送及び国際放送については、必須業務にするか否かは別にしても、希 望者が追加の料金負担をすることで同時・見逃し配信を視聴できるようにすべ きである。

地上波ラジオ放送の同時・聴き逃し配信については、必須業務化すべきであ るが、放送法第64条ただし書きにおいて、「ラジオ放送に限り受信することので きる受信設備のみを設置した者については、受信料支払義務がないとされて いることから、現行の「らじる★らじる」や「radiko」を踏襲し、これらのサービスの みを利用する者からは料金を徴収すべきではない。 【個人】

(その他類似意見1者)

本検討会の考え方

○ 衛星放送、国際放送、地上波ラジオ放送については、十分に議論が尽 くされたとは言えず、継続して検討を行い、年内を目途に結論を得たい と考えています。その際、必要に応じてラジオ局からもヒアリングを行う ことを想定しています。

公共放送ワーキンググループ。取りまとめ

3. NHKのインターネット活用業務の在り方

(必須業務として配信すべき情報の範囲)

関係①

主な意見

O NHKのインターネット活用業務の必須業務化について

現在の理解増進情報の制度を廃止することに賛同します。

民放連は、NHKは放送と同じものをネットに出すことが原則と提案しました。取りまとめ案は、NHKが必須業務として提供するテキスト情報等は放送と同一の内容を基本とする考えを示しており、ネットオリジナルコンテンツの配信はおこなわないものと理解します。

ただし、放送番組以外のテキスト情報等について、「番組表など放送番組に密接に関連する情報又は放送番組を補完する情報」との記載は、現状の理解増進情報と同様に拡大解釈される懸念があり、賛成できません。拡大解釈の余地のないよう、より明確に限定すべきと考えます。

民放連は受信契約者と非契約者の公平性担保(フリーライド防止)や民間事業者との公正競争確保の観点から、受信契約に紐づいた認証が必須と提案しています。放送番組以外のテキスト情報等についてもその趣旨が反映されたものと理解します。 受信契約に紐づいた認証を必須とする方向性を明確に記載していただくよう要望します。

必須業務化に伴い、任意業務の在り方についてしっかりと議論する必要があります。今後、衛星放送、国際放送、ラジオ放送のネット配信の位置付けについて議論するとのことですが、必須業務との線引きを行い、抜け穴とならないようにすべきです。

必須業務化にあたって競争評価の仕組みを導入するとしても、NHKのネット配信全体の費用上限を引き続き適切に設定すべきと考えます。

必須業務化に伴い、放送法においてNHKのネット配信に対する規律に何らかの変更があるとしても、民放に規律が及ぶことはあってはならないと考えます。この趣旨は公共放送WGで複数の構成員が言及していました。民放のネット配信には放送法上の規律がなく、変更がない旨を明記していただくよう要望します。 【一般社団法人日本民間放送連盟】

○ 放送番組以外のコンテンツの範囲について、「放送法に定性的に規定する」としたことには強い懸念がある。理解増進 情報の「放送番組に対する理解の増進に資する情報」というあいまいな定義がなし崩し的な業務拡大につながってきた ことを踏まえると、厳格なルールが必要だ。

放送番組以外のコンテンツとして例示されている「(ii)放送番組に密接に関連する情報又は放送番組を補完する情報」は現在の理解増進情報の考え方との差異は極めて小さく、なし崩し的な業務拡大が懸念される。理解増進情報は競争の不公正さや、受信料制度との矛盾が繰り返し指摘されたからこそ、取りまとめ案でも「廃止されるべき」とされた。現状の反省を踏まえるならば、現行制度の課題を指摘している以上、少なくとも(ii)は削除すべきだ。

【一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会】

○ 放送番組以外のテキスト情報等について、「番組表など放送番組に密接に関連する情報又は放送番組を補完する情報」との記載は、現状の理解増進情報と同様に拡大解釈される懸念があり、削除、もしくは限定すべきと考えます。

【西日本放送株式会社】 (その他類似意見26者)

本検討会の考え方

本検討会としては、制度化に当たって、インター ネットを通じて提供すべき情報の範囲をあらかじ め法律において限定列挙することは、言論報道 機関としての性格を有するNHKに対する過度の 制約となることから適当ではなく、テキスト情報等 の外延を画定する方向で検討すべきであり、費 用負担者にどこまで提供すべきかといった点も 含め、配信するテキスト情報等の具体的な範囲 や提供条件については、競争評価のプロセスを 経て定める制度にすべきと考えています。要する 費用についても競争評価の重要な一要素と考え ています。受信契約に紐付く認証の可否につい ても競争評価のプロセスを経て決定されるもので すが、本案のとおり災害時の緊急情報など費用 を負担する者以外への提供が必要な場合もあり、 このような場合を除き、受信契約に紐付く何らか の認証が基本と認識しています。

また、インターネット上で配信する放送番組については、番組準則のような法律上の規制は課さず、NHKを含む放送事業者における自主的な判断に委ねられるべきであると考えており、そのことは本案において明らかであると考えています。任意業務の在り方に対する御意見については、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。

公共放送ワーキンググループ。取りまとめ

3. NHKのインターネット活用業務の在り方

(必須業務として配信すべき情報の範囲)

関係②

主な意見

○「テレビなどの受信設備を持たないがインターネットを利用できる環境にある者から、インターネットを通じてNHK の放送番組を視聴したいとの求めがあれば、NHK には放送番組を提供する義務が生じる。」

上記案文から読み取る限り、必須業務として配信する内容は、放送番組と同一の 内容で必要かつ十分であり放送番組以外のコンテンツを同じ俎上で議論されてい ることに違和感を感じます。

ただし放送番組以外のコンテンツとは、番組表など、放送波から得られる番組以外の情報のことを指すのなら理解できますが、放送波では得られない情報の配信を必須業務とするべく検討をするのであれば別途の議論とすべきではないでしょうか。(国民の生命安全に関する緊急時の対応などは除いて)また現在の理解増進情報といったいかようにも拡大解釈できるような文言は不適切であり、案文の中の番組表など放送番組に密接に関連する情報又は放送番組を補完する情報等に限定すること"でも曖昧さが残ります。誰にも是非の判断ができるような線引きのルールを今後検討し明示すべきと思います。

○「(テレビを持たない人であっても)インターネットを通じてNHKの放送番組を視聴したいとの求めがあれば、NHKには放送番組を提供する義務が生じる」など、必須業務化の理由や意味に関する記述はあるものの、「放送番組」の同時配信・見逃し配信の必須業務化の説明に過ぎない。「放送番組以外のコンテンツ(テキスト情報等)」を必須業務として配信すべき範囲に含めることに明確な意義がないならば、必須業務化の範囲に含めるべきでない。

【一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会】 (その他類似意見1者)

○ 理解増進情報は公正な競争が成り立たないだけでなく、公平性を掲げる受信料制度との整合性の観点からも問題がある。「インターネット活用業務を必須業務化する場合は、それに伴って、現在の理解増進情報は廃止されるべき」との記述があるが、必須化するかどうかにかかかわらず廃止すべきだ。

【株式会社読売新聞グループ本社】 (その他類似意見2者)

本検討会の考え方

○ 本検討会の議論においては、「NHKに対してインターネット上も含めて適切な情報 発信をする役割を求めていく上で、動画であるか、テキストであるかということを区 別する必要はあまりないのではないか」、「エビデンスに基づく適切な競争評価の 中で、無用の悪影響を及ぼすようなサービスをできないようにしつつ、国民・社会 にとって必要なサービスをNHKのミッションとして認めていくことが必要」、「テキス ト情報の提供が国民にとって有益であることも否定できないため、競争への影響 評価を前提に、テキスト情報の提供を行う余地を今回の制度改正で認めておくこと が適当ではないか」といった指摘がありました。

また、NHKからは、インターネット活用業務を必須業務化する場合の業務範囲について、「放送番組の同時・見逃し配信」と「報道サイト(放送と同一の情報内容の多元提供)」が基本であり、これ以外は「放送と同様の効用が異なる態様で実現されるもの」について限定的に提供することを想定しており、テキスト情報については、放送と同一の情報内容についてインターネットの特性に合わせたものを提供することが基本であるとの考えが示されています。

こうした議論を踏まえて、本検討会としては、NHKの設置趣旨に鑑み、国民の知る権利への奉仕という公的な側面を勘案すれば、民間放送事業者や新聞社・通信社等のほか、NHKを含めた様々な主体から、視聴者が多元的に情報を受け取ることができる環境を整えることが望ましく、配信するテキスト情報等の範囲については、放送番組と同一の内容を基本とし、その具体的な範囲や提供条件については、競争評価のプロセスを経て定める制度にすべきと考えています。その上で、NHKは、競争評価に関する検討の場において、「放送と同一の情報内容」や「放送と同様の効用」についてより分かりやすい説明に努めるとともに、提供する情報の範囲等について明確な説明に努めるべきであると考えています。

○ 理解増進情報は、NHKの放送番組に編集上必要な資料その他のNHKの放送番組に対する理解の増進に資する情報(これらを編集したものを含む。)として、インターネット活用業務において提供することが放送法上認められているものであり、その具体的な情報の範囲は、NHKインターネット活用業務実施基準において規定されていると承知しています。

また、必須業務として配信するテキスト情報等の具体的な範囲や提供条件については、競争評価のプロセスを経て定める制度にすべきと考えています。

その上で、公正競争に関してNHKが配慮すべき旨の義務を法定することについて、要望・指摘があったことも勘案して、今後の法制化の過程において検討すべきと考えており、そのことを本案でも指摘しています。

公共放送ワーキンググループ 取りまとめ

3. NHKのインターネット活用業務の在り方 (必須業務として配信すべき情報の範囲)

関係③

主な意見	本検討会の考え方
○ NHKのネット業務拡大は、放送政策にとどまらない影響がある。取りまとめ案は検討の目的や担保措置について、「メディアの多元性を確保する上で重要な役割を果たす放送の二元体制」との記述が繰り返されている。しかし、WGで複数の構成員からメディアの多元性の重要性について繰り返し言及があったように、放送の二元体制にとどまらない課題だという点は共通認識となっているはずだ。「放送の二元体制」との記述を「メディアの多元性」と修正しなければ、議論を正確に反映しているとは言えず極めて不適切だ。 【一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会】 (その他類似意見1者)	○ 御意見を踏まえて、本案中の「二元体制」のうち、文意に照らして修正可能なものを「放送の二元体制を含むメディアの多元性」等に修正させていただきます(7,8,12,13,14,17,22,25ページ)。
○ NHKの理解増進情報(テキスト情報)の提供制度の廃止には断固反対します。 新聞業界や民放からは、民業圧迫という批判が出ていますが、そのような理由 で国民が質の高い情報を得る手段の一つを奪われるのは理不尽です。 【個人】	○ 今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。なお、本検討会としては、NHKの設置趣旨に鑑み、国民の知る権利への奉仕という公的な側面を勘案すれば、民間放送事業者や新聞社・通信社等のほか、NHKを含めた様々な主体から、視聴者が多元的に情報を受け取ることができる環境を整えることが望ましいと考えています。

公共放送ワーキンググループ。取りまとめ

3. NHKのインターネット活用業務の在り方

(放送の二元体制を維持するための担保措置)

関係①

主な意見

○ 放送の二元体制を維持するための担保措置について

「公正競争に関してNHKが配慮すべき旨の義務を法定することについて、(中略)今後の法制化の過程において検討すべき」との提言は、民放連の提案を踏まえたものであり、賛同します。引き続き行政において法改正の検討を進めていただきたいと考えます。

担保措置としての競争評価を、NHK以外の第三者機関において民放事業者、 新聞社・通信社等の関係者が参加する仕組みとするとの提言は、民放連の提 案を反映したものであり、賛同します。実効性のあるものになるよう、検討を深 めていく必要があると考えます。

放送番組以外のネット配信については、既存サービスを含め、すべて競争評価の対象であることを明記するよう要望します。

競争評価にあたり、NHKが策定する原案は、NHKが実施するにふさわしい公 共性と公共的価値があることと、放送の二元体制を損なわないことを、NHK自 身が明らかにすることが重要です。業務内容とともに、実施計画および支出予 算が記述されるべきものと考えます。

競争評価に関する準備組織として、「総務省においてNHKに加え、民放事業者、新聞社・通信社等の関係者が参加する場を設け、NHKが検討に着手することを促す」との提言に賛同するとともに、早期の設定をあらためて要望します。

【一般社団法人日本民間放送連盟】

○ 放送の二元体制を維持するための担保措置について

担保措置としての競争評価を、NHK以外の第三者機関において民放事業者、 新聞社・通信社等の関係者が参加する仕組みとするとの提言に賛同します。実 効性のあるものになるよう、検討を深めていく必要があると考えます。

> 【東海テレビ放送株式会社】 (その他類似意見15者)

本検討会の考え方

○ 今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。なお、競争評価の仕組みは、まず、NHKが原案を策定し、その評価・検証をNHK以外の第三者が適時に、民間放送事業者、新聞社・通信社等の関係者の参加を得て実施し、NHKや関係者の協力を得てエビデンスベースで、インターネット活用業務の具体的な範囲や提供条件を決定する仕組みとすべきであると考えています。

その上で、今後、NHKが原案を策定するに当たり、総務省において、NHKに加え、民間放送事業者、新聞社・通信社等の関係者が参加する場を設け、NHKが検討に着手することを促すなどして、関係者の声を十分に反映するように努めるべきであると考えています。また、NHKは、その場において、提供する情報の範囲や提供条件、その影響等について、明確な説明に努めるべきであると考えています。

また、放送番組以外のインターネット配信については、既存のサービスを含めて、全て競争評価の対象とすることが適当です。

公共放送ワーキンググループ。取りまとめ

3. NHKのインターネット活用業務の在り方

(放送の二元体制を維持するための担保措置)

関係②

主な意見

- 競争評価の仕組みでは費用の規模を明らかにすべきとの記述があるが、既存の「補完業務」で業務がなし崩し的に拡大したことを踏まえると、仮に必須業務化した場合も、費用上限は当然設けるべきだ。また、ネット利用者から得た財源の使途について「放送全体に貢献する役割に対応したNHK の事業運営費用にも充てられるべきものであることを明確化すべき」との指摘もあるが、インターネット業務の収支は透明性を確保すべきだ。

 【一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会】
- 競争評価を実施するに当たって、NHKのインターネット活用業務に要する費用は重要な物差しです。公正な競争環境とメディアの多元性を確保するためにも、特殊法人であるNHKのインターネット事業費については厳格な費用上限の設定は必須だと考えます。

現在の年間200億円という莫大な予算を今後、さらに増額する場合は、なぜ追加の費用が必要なのか、 地上波制作費との按分も含めて事前に内訳を開示し、競争評価を実施すべきだと考えます。インターネット活用業務全般について、競争上の問題が生じていないかどうかを検証する「競争レビュー(仮称)」も、「定期的」ではなく、毎年の実施を求めます。

またモバイル配信などの利用者に新たな負担を求める場合は、その事業分野に係る収入と経費を明示するよう求めます。 【株式会社テレビ東京ホールディングス】

(その他類似意見1者)

○ 当委員会はこれまでNHKのインターネット業務について、業務範囲や受信料制度、ガバナンスなども含めNHKの在り方を根本から議論するよう求めてきた。取りまとめ案ではインターネット業務を「必須業務」に格上げし、放送だけでなくネットからも費用負担を求めるという受信料制度の根幹に関わる提言がなされた。NHKの在り方を変容させる制度改正であるにもかかわらず、受信料をはじめとする制度に関する根本的な検討は十分なされていない。国民・視聴者に与える影響への多面的な検証も乏しい。NHKのネット業務の拡大は民間放送事業者だけでなく、新聞・通信社をはじめ多様な事業者に影響を及ぼすのは必至だが、その業務範囲は依然不明確だ。こうした検討すべき課題が山積し、懸念が解消されない中でのネット業務の「必須業務化」には反対する。

NHKがインターネットという伝送路にコンテンツを配信する以上、本質的には民間報道機関への影響は避けられず、必須業務化は放送政策にとどまらない影響がある。メディアの多元性が一度毀損(きそん)されれば元の姿を取り戻すのは難しく、NHKのみが巨大な影響力を獲得することになりかねない。民主主義社会の財産である言論の多様性やメディアの多元性が損なわれることのないよう慎重な制度設計が行われることを求める。

【一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会】

本検討会の考え方

○ 必須業務に要する費用については競争評価の重要な要素と 考えています。

また、必須業務については任意業務にも増して事業運営の 透明性が求められるものであり、御指摘も踏まえ、総務省において、必須業務化を契機に、適切な科目による、より厳格な財 務情報の開示をNHKに求めることが適当と考えます。

○ 受信料により支えられているNHKは、競争評価の仕組みをより公正かつ客観的なものとすることで、民間放送事業者や新聞社・通信社等の関係者の理解を得つつ、国民の知る権利にとってマイナスとなる事態を厳に回避することが必要であり、競争評価の仕組みは、まず、NHKが原案を策定し、その評価・検証をNHK以外の第三者が適時に、民間放送事業者、新聞社・通信社等の関係者の参加を得て実施し、NHKや関係者の協力を得てエビデンスベースで、インターネット活用業務の具体的な範囲や提供条件を決定する仕組みとすべきであると考えています。

また、NHKは国民・視聴者が負担する受信料に支えられていることを踏まえ、その業務と受信料、それらを規律するガバナンスについては一体的に不断の取組を進めることが重要であると考えています。

公共放送ワーキンググループ 取りまとめ 4. インターネット活用業務の財源と受信料制度 関係①

主な意見

する者の相応の費用負担」は、公平負担の原則から、現行の受信料相当が適切だと考えます。

○ 視聴者の費用負担について、「テレビなどの受信設備を持たずにインターネットを通じて視聴

「スマートフォン・PC等の通信端末からの能動的な行為を基にNHKと締結する契約」の契約単位など、検討すべき事項が多く残されています。国民・視聴者の理解を十分に得るためにも、NHKは早期に考え方を示すことが必要だと考えます。 【日本テレビ放送網株式会社】

【株式会社BS日本】

【株式会社山梨放送】

【札幌テレビ放送株式会社】

【日本海テレビジョン放送株式会社】

(その他類似意見13者)

○ NHKは、これまでも公共放送WG会合で表明したとおり、新聞・民放という伝統メディアとともに 信頼できる多元性を確保しつつ、放送同様の価値をインターネットで提供することで、視聴者・国 民の「情報の社会的基盤」の役割を果たしてまいりたいと考えております。本WGにおいて、構成 員はじめ関係各位による深い議論の結果本案が取りまとめられたことに謝意を表するとともに、 今後、必要な制度化・法制化が進められた後には、NHKのガバナンスについての指摘や配信す べき情報に関する規律についてNHKの自律的な対応が求められていること等本案の記載にも 留意しながら、NHKが上記の役割、そして本案に示された「重い責任」を十全に果たせるよう、全

他方、総務省において制度化の検討を進める中で具体化を図ることとされた事項については、本案の内容に十分留意して具体化を進める必要があると考えます。特に、「『協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者』と同等と評価すること」に関し、「(前略)これらの積極的な行為が費用負担の要件であることを、視聴者にとってわかりやすい形で明確化を図っていくべき」とされたこと(19ページ)は、法的安定性の観点から大変重要な指摘であると考えます。一方、「積極的行為」の定め方によっては、受益感が公平性を上回りサブスクリプションのような形になってしまう懸念もあることから、受益感と公平性のバランスが重要であると考えます。

力で取り組んでまいる所存です。

また、制度化に向けてNHK自身が準備を進めるにあたっては、担保措置(競争評価)の枠組みについての記述(21ページ)等を踏まえ、自律的に原案を策定するとともに関係者のご意見も伺いながら進めてまいりたいと考えており、総務省においても必要な協力をお願いいたします。

【日本放送協会】

本検討会の考え方

○ まずは、NHKが、競争評価に関する検討の場において、 提供する情報の範囲や提供条件、その影響等について、 明確な説明に努めるべきであると考えています。なお、 具体的な受信料の額については、放送法において、国会 がNHK予算を承認することによって定めることとされてい るものと承知しています。

○ 今後総務省において検討していく上での参考として承ります。

公共放送ワーキンググループ 取りまとめ 4. インターネット活用業務の財源と受信料制度 関係②

主な意見

本検討会の考え方

○ NHKの必須業務が変更になるほどの抜本的な制度見直しであり、国民・視聴者の最大の関心事項であるにもかかわらず、受信料制度について根本的な議論がなされていない。現在のNHKの姿を前提にして、視聴の対価や税収入は相いれないとの議論のみで、「現行の受信料制度を維持することが適当」としたことは疑問だ。NHKのあるべき姿から議論し、それに必要な業務内容や事業規模などを検討した上で、結論を得る必要がある。

スマートフォンなどの通信端末を保有しただけで費用負担が義務付けられるという、いわゆる「ネット受信料」については繰り返し否定された。しかし、受信料の徴収対象がテレビだけでなく、スマートフォンにも拡大したことは事実で、将来的な制度拡大への道を開いたと解釈することも可能だ。そうした制度の根幹に関わる変更にもかかわらず、NHKの在り方から検討がなされなかったことは極めて残念だ。

【一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会】

(その他類似意見1者)

○ 最高裁判決(最大判平成29年12月6日民集71巻10号 1817頁)は、NHKの事業運営の財源を受信料によって賄う仕組みは、「受信設備を設置することにより原告(NHK)の放送を受信することのできる環境にある者に広く公平に負担を求めることによって、NHKが上記の者ら全体により支えられる事業体であるべきことを示すもの」と判示し、その際、「特定の個人、団体又は国家機関等から財政面での支配や影響が原告(NHK)に及ばないようにし、現実にNHKの放送を受信するか否かを問わず」とも述べており、受信料制度が視聴料収入や広告収入、税収入のそれぞれのデメリットを克服しようとするものであることを示唆しています。

この最高裁判決も踏まえ、改めて議論した結果、公共 放送の運営に必要な費用を調達する手段としては、現行 の受信料制度を維持することが適当であると考えていま す。また、スマートフォン・PC等の通信端末を取得・保有 しただけでNHKの放送を受信することができる受信設備 を設置した者と同等と評価することは適当ではないと考 えています。

公共放送ワーキンググループ。取りまとめ

5. 今後の進め方

(必須業務として実施するインターネット活用業務の具体的な範囲・提供条件)

関係

主な意見

○ 法制化に向けNHK、民放事業者や新聞社・通信社等の関係者協議の場を設けるとの指摘があるが、仮に必須業務化を進めるのであれば、関係者協議の開催を早期に求める。その際は、NHKが具体的な範囲や提供条件について早期に方針を示すべきで、総務省はそれを促すべきだ。できるだけ情報を公開し、国民・視聴者の理解を得ながら進めていくことも欠かせない。

【一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会】

○ 視聴者のコンテンツ視聴スタイルが変化する中、インターネットを通して放送 番組を提供の推進は取り組むべきことと理解しておりますが、同時に我々ロー カル局において、この大きな流れには、大きな不安も感じております。

そこで、NHKがインターネット活用業務を必須業務として実施するにあたり、「総務省において、NHKに加え、民間放送事業者、新聞社・通信社等の関係者が参加する場を設け、NHKが検討に着手することを促すなどして、関係者の声を十分に反映するように努めるべき。」の提言に賛同するとともに、早期の設定を要望いたします。

【株式会社高知放送】

(その他類似意見1者)

本検討会の考え方

○ 本検討会としても、競争評価の枠組みについては、今後、NHKが原案を策定するに当たり、総務省において、NHKに加え、民間放送事業者、新聞社・通信社等の関係者が参加する場を設け、NHKが検討に着手することを促すなどして、関係者の声を十分に反映するように努めるべきであり、その場において、NHKは、提供する情報の範囲や提供条件、その影響等について、明確な説明に努めるべきであると考えています。

公共放送ワーキンググループ 取りまとめ 5. 今後の進め方 (その他) 関係

主な意見	本検討会の考え方
○ NHKの三位一体改革について 民放連は、NHKにおける「受信料・業務・ガバナンス」の三位一体改革の不断 の取り組みを求めてきました。今般、インターネット活用業務の必須業務化と、 財源・受信料制度の検討をおこなうにあたっては、ガバナンス改革についても一 体的に検討すべきと考えます。さらにNHKの事業全体についても、三位一体改 革による効率化・合理化を進めるべきと考えます。 「NHKの子会社の事業活動が放送法の趣旨に沿ったものとなっているか、関 係者の意見も聴きつつ、エビデンスベースで、不断に検証していくことが求めら れる」との指摘は適切と考えます。 【一般社団法人日本民間放送連盟】 ○「NHKの子会社の事業活動が放送法の趣旨に沿ったものとなっているか、関 係者の意見も聴きつつ、エビデンスベースで、不断に検証していくことが求めら れる」とした指摘は重要であり賛同します。 特に今般、NHKの業務の在り方を大幅に見直すことを受けて、NHK本体と子会 社それぞれでガバナンスの在り方や規律にも変化が及ぶことから、業務の適正 性について改めて見直しや検証が必要と考えます。 【株式会社フジ・メディア・ホールディングス】 【株式会社フジ・アレビジョン】 【株式会社フジテレビジョン】	○ 本検討会としても、NHKは国民・視聴者が負担する受信料に支えられていることを踏まえ、その業務と受信料、それらを規律するガバナンスについては一体的に不断の取組を進めることが重要であると考えています。
○ NHKの子会社の業務について、民間に任せるものは任せ、スリム化を前提に整理統合すべきと考えます。特に受信料財源で制作された放送番組等の2次利用については、一般入札等により外部企業に幅広く開放する仕組みも検討すべきと考えます。 【株式会社テレビ朝日ホールディングス】 (その他類似意見4者)	○ 今後総務省において御指摘を踏まえ、子会社ガイドラインの運用を検証し、必要に応じてその見直しを検討することが適当と考えています。

公共放送ワーキンググループ 取りまとめ 6. 結びにかえて、その他 関係

<結びにかえて>

主な意見	本検討会の考え方
○ フェイクニュースも含めた多種多様な情報が流通するインターネット世界でも、 多様なメディアが信頼性の高い情報の提供を継続していく必要があるという取り まとめ案の問題意識は、当協会とも軌を一にするものだ。伝統メディア間の連 携・協力の重要性についても理解する。しかし、公正な競争が確保されているこ とが前提であり、メディアの多元性を損なわないような制度とすることは重要だ。 【一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会】	ても、メディアの多元性が損なわれないことを担保するための措置を講 じることが必要であると考えています。

〈その他〉

主な意見	本検討会の考え方
○ 受信料制度の理解増進について インターネットを通じてNHKのコンテンツを視聴できる環境を整えるという提言がある一方、民放連研究所の調査によると、テレビを持っていない人の一番の理由は「テレビ放送を視聴できるテレビを設置するとNHKの受信料を払わなくてはいけなくなるから」となっています。 (参考 https://minpo.online/article/part2.html) NHKにはさらに受信料制度を視聴者に理解してもらえるような活動に努めていただきたいと考えます。 【東海テレビ放送株式会社】	○ 本検討会としても、受信契約の締結と受信料の支払について、NHKが 国民・視聴者の理解が得られるように努めなければならないことは当然 であると考えています。

2. 課題とその検討の方向性 (地上放送の放送ネットワークインフラの効率化) 関係

主な意見	本検討会の考え方
○「地上波中継局の共同利用…全国レベル、地域レベルでの協議の場を年内 目途に設置すべき」とあるが、ミニサテなどの更新時期が迫る中、一刻も早い設 置を求める。 経済合理性があり、持続可能な共同利用のシステムにすることは言うまでもな い。 民放も応分の負担をし、NHKと対等な立場で、検討を進めていくべきだと考え る。 【讀賣テレビ放送株式会社】 (その他類似意見3者)	○ 本案に対する賛同の御意見として承ります。今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。御意見のとおり、ミニサテなどの更新時期は迫っており、総務省、NHK、民放が協力して取り組むことにより、中継局の共同利用に向けた協議の場が早期に設置されることを期待します。その上で、各地域の事情や経済合理性を踏まえ、早期に検討が進むことを期待します。
○ 中継局の共同利用につきまして、タスクフォースの場などで重点的に審議していただいたことを評価いたします。ただ実現に向けては道半ばで、多くの構成員から発言がありましたように地域特性(地域事情、県単位の個別事情)の把握とそれに見合った対応が非常に重要だと考えます。その際、経済合理性の見極めはもちろんですが、地域によって開始時期や受益(または負担)について差がでないよう公平性の確保の視点をもって臨まれることを要望します。そして、特にローカル局につきましては、今回のタスクフォースでテレビ大分様や南日本放送様が説明された厳しい経営状況や将来予測を十分に踏まえて仕組み作りをして頂きたいと考えます。また、タスクフォースのクロサカ構成員からありました、「中継局の共用については、議論を急ぐべき。(急いで丁寧に進めて行く必要がある)」に賛同いたします。機を逸することのなく全国レベル、地域レベルの協議を進めることができるよう引き続き、検討を続けていただきたい。	○ 本案に対する賛同の御意見として承ります。中継局の共同利用について検討する地域レベルでの協議の場においては、御指摘のとおりそれぞれの地域事情に応じた検討がなされることが適当と考えております。

(その他類似意見9者)

主な意見	本検討会の考え方
○ 放送コンテンツ制作に関わる人材を確保・育成する観点から、NHK衛星放送の外部制作比率について実質的に現行以上になるよう、「外部制作事業者に著作権が帰属する放送番組(外部制作事業者及びNHKの双方に帰属するものを含む。)を対象とする新たな目標を設定する」という本案に賛同します。 【株式会社MBSメディアホールディングス】	〇 本案に対する賛同の御意見として承ります。
○ <検討の方向性>「NHK新BS2K・新BS4Kそれぞれについて、「外部制作事業者に著作権が帰属する放送番組(中略)」を対象とする新たな目標を設定する」との文言について 賛同します。あわせて地上波の総合テレビにおいても外部制作事業者に著作権が帰属する放送番組の割合について、新たな目標を設定することを検討項目に加えることが、放送番組制作に関わる業界全体の活性化につながると考えます。	○ 本案に対する賛同の御意見として承ります。また、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。

関係① 2. 課題とその検討の方向性 (放送コンテンツのインターネット配信の推進)

主な意見

- 放送コンテンツのインターネット配信の推進について 既存プラットフォーム間の連携や仮想的なプラットフォームの構築によって放 送コンテンツへの「アクセス性」および「一覧性」を確保する実証事業は、運用面 や技術面の実現性や課題をしっかりと検証し見極めていくことが肝要です。
 - 【一般社団法人日本民間放送連盟】

(その他類似意見8者)

○ 7月11日のヒアリングの際に意見を述べましたが、ローカル局のニュースや番 組といったコンテンツは、地域の方が知りたい事や伝えるべき事に時間と予算 を割いていて、一般的に多くの方がネット視聴しているドラマやバラエティ、映画 といった類のコンテンツはほとんど制作されていません。ローカル局が放送コン テンツのインターネット配信の推進に積極的に取り組むには、ローカル局のコン テンツがあまたあるキー局のコンテンツに埋没することなく地域の方に確実に届 く仕組みがあるのかや、配信したローカル局に一定水準の経済的なメリットがあ るのか等、今後検討すべき内容が多く残っています。これがクリアできない限り ローカル局がインターネット配信に積極的に乗り出していくのは厳しいと言わざ るを得ません。

そういった状況で、<検討の方向性>において、「民放ローカル局の意見を丁 寧に聞き、放送コンテンツへの<アクセス性>及びその<一覧性>が確保でき る環境を整備すべきという意見に大いに賛同致します。現状ローカル局の事業 性が見えていないネット配信業務を推進するのは経営を圧迫し、現実的な選択 肢ではありません。NHKプラスやTVerが国民の利便性に役立つという理由だけ で推進していくことは、地方の人々が地方の情報に触れる機会が加速度的に 希薄化していくという負の側面も議論すべきではないでしょうか。ロ─カル局が 地上波ではなく配信によって地方を豊かにするのはどうすればいいのか。ロー カル局の意見に今まで以上に耳を傾けて頂きたいと思います。

また、地域においてはCM(コマーシャル)も重要なコンテンツです。インター ネット配信の分野でも仮に共通のプラットフォームで民放とNHKの二元体制を維 持していくのであれば、CMの扱いをどうするのかも早急に議論すべき項目であ ると思われます。 【株式会社テレビ大分】 (その他類似意見7者) ○ 今後総務省において、実証事業を行うに当たり、御指摘のとおり、運 用面や技術面の実現性や課題を検証していくことが適当と考えます。

本検討会の考え方

○ 本案に対する賛同の御意見として承ります。また、民放ローカル局の 意見・ニーズの反映、地域情報への接点を容易にする工夫、民放ロー カル局のコンテンツが埋没しないための対応等については、今後総務 省において検討を進めていく上での参考として承ります。ネット配信に よって地方の情報に触れる機会が少なくなる側面があるのも事実です。 他方、国民の視聴スタイルの変化を踏まえれば、ネット配信に踏み出す 必要があることも明らかです。協調領域として、NHK、キー局も含め関 係者が協力して、御指摘の「ローカル局のコンテンツがあまたあるキー 局のコンテンツに埋没することなく地域の方に確実に届く仕組み」や「配 信したローカル局に一定水準の経済的なメリット」が早期に実現するこ とを期待します。

なお、国内では、本年9月、公正取引委員会がニュース配信の記事使 用料について独占禁止法違反のおそれがあることを指摘しました。また、 イギリスでは地上テレビ放送をまとめて電子番組ガイド付きで同時配信 可能なアプリの開発・実装が進められているという報道もあります。 (https://www.fmmc.or.jp/ictg/country/news/itemid483-006759.html) デジタルの分野での世の中の変化は早く、時流に取り残されない検 討が求められると考えます。

2. 課題とその検討の方向性 (放送コンテンツのインターネット配信の推進) 関係②

主な意見

○ 既存プラットフォーム間での連携や仮想的なプラットフォームの構築による、 放送コンテンツへの「アクセス性」及び「一覧性」の確保に関する実証事業にお いては、その運用面や技術面の実現性や課題をしっかりと検証し、見極めてい くことを要望いたします。

「アクセス性」・「一覧性」の確保の在り方については、ユーザーにとってどのような形が真に望ましいか、柔軟に幅広い検討が為されるべきで、技術仕様の策定の必要性も含めて、結論ありきではなく、慎重に判断することを要望いたします。

放送コンテンツの一覧性について、TVerを例にとると、①無料サービスのTVerと、受信料で成り立つNHKの事情の違い、②広告近接を避けたいというNHKからの要望、③データの取扱い方針の違い、など簡単には解決できない課題が山積しています。またTVerは、ローカルコンテンツの拡充に加え、CTV対応やリモコンへのTVerボタンの搭載など、ビジネス拡大への投資を続けており、こうした民間企業のビジネス戦略にも十分配慮した検討をしていただきたいと考えます。

「アクセス性」・「一覧性」の確保については、構成員が言及しているように、物理的な統合以外の手法を検討するべきと考えます。

【株式会社テレビ朝日ホールディングス】

○ コネクテッド・テレビ上での表示・操作性について、実証事業を含めて検討していくことは、重要だと考えます。複数の配信プラットフォームの「一覧性」について、「NHKと民放の配信プラットフォームを統合」という飛躍した議論にならないように留意し、利用者にどのようなニーズがあるのかという観点で分析・検証していく必要があります。 【株式会社TBSテレビ】

本検討会の考え方

○ 今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。なお、本案においては、「既存プラットフォーム間での連携や仮想的なプラットフォームの構築により、NHKと民放の地域情報を含めた放送コンテンツへの「アクセス性」及びその「一覧性」が確保できる環境を整備すべき」としており、NHKと民放の配信プラットフォームの統合を求めたものではありません。

2. 課題とその検討の方向性 (衛星放送の放送ネットワークインフラの効率化) 関係

主な意見	本検討会の考え方
○ インターネット配信とCTVの普及等によって衛星放送事業者の経営は厳しさを増しており、固定費(トラポンコスト)低廉化は喫緊の課題になりつつあります。「衛星放送の質の確保とコストの抑制の両立を図るため、共同衛星、管制の在り方等について、株式会社放送衛星システム(B-SAT)、スカパーJSAT 株式会社等の関係者からなる検討の場を早急に設置すべき。」という本案に賛同します。 【株式会社MBSメディアホールディングス】 ○ 「共同衛星、管制の在り方等について、B-SATとスカパーJSAT等の関係者からなる検討の場を早急に設置すべき」という提案に賛同します。今後、放送事業者などステークホルダーが納得する経済合理性を前提に議論が進むことを期待します。	○ 本案に対する賛同の御意見として承ります。
【株式会社フジテレビジョン】 ○ 本案で、「共同衛星、管制の在り方等について、株式会社衛星システム(B-SAT)、スカパーJSAT株式会社等の関係者からなる検討の場を早急に設置すべき」と提言したことに賛同します。国内外の動画配信サービスの急進展により、とりわけ衛星放送を取り巻く環境は厳しさを増しています。総務省においては、衛星利用料等の固定費の低廉化に向けて支援していただくよう要望します。若年層を中心に4K放送をはじめ衛星放送への関心が薄れないよう、当社グループは高品質で魅力ある番組の充実・強化に取り組んでいますが、民間企業として収益性が求められます。衛星放送業界全体の発展のためにも、総務省においては適正な支援施策を実施するよう求めます。 【株式会社テレビ東京ホールディングス】	○ 本案に対する賛同の御意見として承ります。 なお、本案では、本検討会の下に新たにワーキンググループを開催し、 インフラコストの低廉化に資するハード設備の在り方等について議論す ることとされています。

2. 課題とその検討の方向性 (国際発信の強化) 関係

主な意見	本検討会の考え方
○ 衛星国際放送以外にインターネット配信でも海外発信を強化するにあたり、 特にローカル放送事業者のコンテンツ発信力を強化することは、日本の地域ご との魅力・多様性を海外へ伝える事につながり、日本に対する理解促進とイン バウンド強化にも貢献します。ローカルコンテンツの国際発信強化のための各 種助成制度、補助の拡充を要望します。 【札幌テレビ放送株式会社】	〇 今後の放送行政に対する御意見として承ります。
○ 財源の在り方(中略)を含め、それら課題や課題解決方策について検討を行う場を早急に設置すべき 賛同します。NHK国際放送については、民放含め国内放送番組を海外に発信するプラットフォームとして活用すべく、課金や広告収入など幅広い財源確保を可能とするよう検討を進めるとともに、国内スポーツの主要試合など在外邦人に特に要望が強い番組であれば、要請放送に準ずる扱いで交付金が使えないか検討すべきだと考えます。 【株式会社ワイズ・メディア】	○ 本案に対する賛同の御意見として承ります。また、今後検討を進めていく上での参考として承ります。

2. 今後の検討項目

公共放送ワーキンググループにおける今後の検討項目(案)

(1)地上波テレビ放送以外(地上波ラジオ放送・衛星放送・国際放送)のインターネット活用業務の在り方

① 必須業務化の是非

地上波テレビ放送と同様、放送の受信設備を持たずにインターネットを通じて視聴する者に対しても継続的・安定的に放送 番組の同時・見逃し配信を全国(全世界)において提供すること(必須業務化)が適当かどうか。

② 必須業務として配信すべき情報の範囲

- ・ 地上波テレビ放送と同様、放送番組と同一の内容を基本としつつ、i)国民の生命・安全に関わる伝達の緊急度の高い重 要な情報、ii)放送番組に密接に関連する情報又は放送番組を補完する情報等に限定すべきかどうか。
- その際、各メディアの性質に鑑み、テキスト情報等の範囲について特に考慮すべき点はないか。

③ 二元体制を維持するための担保措置

• 地上波テレビ放送と同様、担保措置としての競争評価の仕組みは、まず、情報の提供主体であるNHKが原案を策定し、 その評価・検証を、NHK以外の第三者機関(電波監理審議会等)が、NHKが必須業務としてのインターネット活用業務を 開始する前など適時に、民間放送事業者、新聞社・通信社等の関係者の参加を得て実施する仕組みとすべきかどうか。

(2)国際放送の在り方(上記(1)を除く)

- ① コスト負担の軽減
 - インターネット配信の活用による伝送コストの軽減の可能性等について検討。

② コンテンツ調達の在り方

番組制作の競争性・透明性の確保、民放や株式会社日本国際放送等の外部リソースの活用の可能性等について検討。

③ 財源の在り方

広告収入の可能性等について検討。

(3)その他

- ① 競争評価のための関係者による事前検討の場のフォロー
 - 検討状況について適時にフォローを実施。

② NHK子会社の事業活動の在り方

NHKの子会社の事業活動が放送法の趣旨に沿ったものとなっているかについて検証。

公共放送ワーキンググループの今後のスケジュール(案)

- 公共放送WGでは、本年8月29日の第13回会合において取りまとめ案を了承し、同月31日の親会に報告の上、パブリックコメントを経て、10月18日に取りまとめを公表したところ。
- 公共放送WGの取りまとめにおいては、「衛星放送、国際放送、地上波ラジオ放送に関しては、NHKが果たすべき役割に鑑み、これらの同時・見逃し(聞き逃し)配信を必須業務化すべきかどうかについて、・・・今後、本ワーキンググループにおいて速やかに検討し、年内を目途に結論を得ることとする。」とされ、放送業界に係るプラットフォームの在り方に関するタスクフォース取りまとめにおいては、「NHK国際放送については、・・・インターネット配信の強化・・・を含め、それらの課題や課題解決方策について検討を行う場を早急に設置すべき。可能なものについて年内を目途に中間報告を行うべき。」とされている。
- これらを踏まえ、可能なものについては、本年12月中に結論を得ることとする(その後も、必要に応じて継続的に検討)。

